

## 学会発表・論文執筆に対する支援 規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、一般社団法人沖縄県立中部病院研修医同窓会（以下、同窓会と略）の学会発表・論文執筆に対する支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象)

第2条 この規約に基づく支援の対象は、同窓会会員であって、次に掲げるものとする。

- (1) 初期研修医の国内外における主要学会での発表
- (2) 専攻医の学会誌への論文投稿（商業誌を除く）
- (3) 学会発表では筆頭演者、論文では第一著者に限る。

### (申請)

第3条 支援の希望者は、沖縄県立中部病院の窓口担当者に相談し、所定の申請書式に所要事項を記入の上、申請するものとする。

### (支援の対象となる経費)

第4条 支援の対象となる経費は、1件5万円程度とする。ただし、学会発表、論文投稿に関連した経費で、理事会に設置された委員会で承認が得られた場合は、この限りではない。

### (選考)

第5条 理事会に設置された委員会にて審議し、支援を決定する。

### (改廃)

この規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。